

西部消防局から

11月9日は

『119番の日』です

▼通報時は、落ち着いて係員の質問に答えてください。いざという時に備えて、電話のそばに住所、名前、電話番号を記入したメモを準備しておきましょう。

▼携帯電話からの通報は災害現場の地点特定に時間を要することがあります。その場合は、付近の目標となる建物や住居表示などを確認してお伝えください。

平成30年 秋季全国火災予防運動

防火標語

「忘れてない？ サイフに

スマホに 火の確認」

〔実施期間〕

11月9日（金）～11月15日（木）

コンロ、暖房機器、離れるときは、火を消しましょう。

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、小規模な飲食店等に対する消火器具の設置義務が強化されます。

消火器を設置しなければならない防火対象物として、飲食店等で延べ面積150㎡未満のもののうち、火を使用する設備または器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものが追加されます。

飲食店を経営されます事業者の皆様には、法令改正の趣旨をご理解のうえ、2019年10月1日までに消火器の設置をお願いします。なお、今後、当局から法改正のご案内及び現地確認等を行う予定としています。詳細は、最寄りの消防署にお問い合わせください。

◆問い合わせ先
消防局予防課

☎0859・35・1954

大山消防署

☎0859・39・5002



はい！消費生活相談窓口です 宅配便業者の名前を使い 不在通知のショート メッセージ(SMS)が！



不在通知は
家にくるはず！
無視だ！



実在の社名をかたり、ショートメッセージで不在通知が届いた、という相談が全国的に増加しています。このメールから偽サイトに誘導して、不審なアプリをインストールさせる仕組みになっています。

知らないうちに大量のSMSを送信されたり、買い物を決済されていたりするなど、被害が発生しています。

インストールしてしまった場合、スマートフォンは機内モードにして悪用されることを阻止してください。不審アプリを削除、初期化など対処をする必要があります。携帯電話会社に相談をしてください。

*不審なメールは無視をしましょう。

お客様にお荷物のお届けがありましたが、不在のため持ち帰りました。配送物は下記よりご確認ください。

<https://○○-○○○○>

【偽メールの例】

◆お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください◆

住民課

☎0859-54-5210（平日）

鳥取県消費生活センター

☎0859-34-2648